甲州市移動通信用鉄塔等の

景観形成基準の運用について

趣 旨

　　全国的に移動通信用鉄塔が急増する中、山梨県では、移動通信用鉄塔等に関する基準をより明確に示すため、「山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準」を設けて平成24年4月2日より運用を進めております。

　　甲州市景観計画における景観形成基準では、移動通信用鉄塔等に関する基準を明確に示していないため、行政指導の一貫性に乏しく、事業者に不利益を与えてしまう場合や、事業者が行政指導に応じることが難しい場合が見受けられます。

こうした状況を踏まえ、「山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準」に沿って甲州市景観条例を運用し、明確な審査基準を公開することで、事業者による移動通信鉄塔等の立地や構造等の検討を円滑に進めることを目標とします。

事前協議

　　円滑な景観行政推進のため、移動通信事業者におかれましては、本基準の中での事前協議の実施をお願いします。

景観形成上重要な地域

　　本基準中の「景観形成上重要な地域」とは、

　◆ 閑静な住宅地や観光地、歴史・文化的な景観資産の周辺

　◆ 甲州市景観条例により指定された景観形成重点地区及びその候補地、良好な眺望場所、重要文化的景観、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設及びこれらの周辺

■位 置

* 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること。
* 景観形成上重要な地域や場所については、主要な眺望場所からの眺望を著しく妨げることのないよう特に配慮すること。
* 山稜の近傍にあっては、周囲の樹林の高さ以下にするなどできるだけ低く抑え、稜線を乱さない位置とすること。

１）主要な道路(国道、主要地方道)及び鉄道にあっては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむを得ない場合や移動通信鉄塔等が目立たない場合を除く。

◆ 鉄塔式の場合

Ｌ≧Ｈ

Ｌ：道路から移動通信鉄塔等までの距離（ｍ）

Ｈ：移動通信鉄塔等の高さ（ｍ）

◆ 鋼管及びコンクリート柱の場合（スリム鉄塔式を含む）

Ｌ≧ Ｈ／２

Ｌ：道路から移動通信鉄塔等までの距離（ｍ）

Ｈ：移動通信鉄塔等の高さ（ｍ）

※スリム鉄塔式とは、上下同一断面の鉄塔で、鋼管柱型と同断面程度のもの。

※高速道路、自動車専用道路は上記の倍の距離をとるものとする。

※Ｌは、道路の端部（側溝等の外側）から鉄塔等の外面までの距離とする。

２）県道、市道等にあっては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむを得ない場合や移動通信鉄塔等が目立たない場合を除く。

◆ 鉄塔式の場合

Ｌ≧ Ｈ／２

Ｌ：道路から移動通信鉄塔等までの距離（ｍ）

Ｈ：移動通信鉄塔等の高さ（ｍ）

◆ 鋼管及びコンクリート柱の場合（スリム鉄塔式を含む）

Ｌ≧ Ｈ／４

Ｌ：道路から移動通信鉄塔等までの距離（ｍ）

Ｈ：移動通信鉄塔等の高さ（ｍ）

３）景観形成上重要な地域や場所では、主要な眺望場所からの眺望を著しく妨げる位置及び高さとなる鉄塔建設は認めないものとする。

４）稜線上への鉄塔建設は認めないものとする。なお、稜線上に建設しない場合であっても、稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。

■形態意匠

* 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること。

１）高さ

◆ 必要最小限の高さとすること。やむを得ない場合を除き原則３０ｍ以下とすること。

◆ 景観形成上重要な地域に設置する場合は、広いエリアをカバーするような大規模な鉄塔は出来る限り避け、小規模な鉄塔による分散化等、景観への影響がより小さくなる手法を検討すること。

◆ 建物等の屋上に設置する場合は、建築物の形状や建築物の背後の景観を極力損なわないように配慮し、必要最小限の本数とすること。

【参考】 30ｍを超える鉄塔等は景観への影響が非常に大きいため、必要性を確認するために、事前協議において電波エリア図を求めます。

２）形状

◆ 形状は鋼管柱型もしくはスリム鉄塔式を標準とする。なお、やむを得ず通常の鉄塔式で認めるのは、山林内に隠れ景観に影響がない場合や、施工条件の問題で通常の鉄塔式でなければ建設が不可能であり、かつ、景観に問題が生じない場合とする。ただし、周辺の景観の状況等によっては、他の形状を検討してもよいものとする。

３）共同化

◆ 同じ地点から複数の鉄塔が見えることのないように、他事業者の鉄塔との共同化に努めること。共同化することが技術的理由等により不可能な場合に限り、やむを得ず新設することを認めるものとする。

◆ 事前協議までには、他の移動通信事業者に共同建設又は共架の意向確認を行うものとし、共架意向がある場合、将来、他事業者からの要請に応じて共同化の対応が可能な構造とするよう配慮すること。なお、共同化の意向がない場合は単独建設を認めるが、その場合、原則として以後３年間は周辺(半径500ｍ)に新たな移動通信鉄塔の建設を認めないものとする。

◆ 共同建設又は共架を行う場合には、単独建設に比べ鉄塔の規模や強度を考慮する必要があることから、本運用の内容によらず別途個別に協議を行うことができるものとする。

■色 彩

* 明度、彩度を落として目立たないようにする。
* 金属製のものは鏡のように反射しないようにする。

１）鉄塔の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

 ◆ 鉄塔(アングル鉄塔) 【高さ20ｍ～50ｍ程度】

・亜鉛メッキのリン酸処理（Ｎ4.5）

・亜鉛メッキ+塗装（※こげ茶）----------- 自然公園法エリア または、

景観形成上重要な地域の場合

 ◆ 鋼管柱 【高さ15ｍ～30ｍ程度】

・亜鉛メッキのリン酸処理（Ｎ4.5）

・亜鉛メッキ+塗装（※こげ茶）----------- 自然公園法エリア または、

景観形成上重要な地域の場合

 ◆ コンクリート柱 【高さ15ｍ～20ｍ程度】

・コンクリート色（Ｎ７）

・こげ茶（※） ------------------------- 自然公園法エリア または、

景観形成上重要な地域の場合

２）設備機器類の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

設備機器類は、鉄塔の配色に合わせることを基本としつつ、鉄塔が亜鉛メッキの場合であってもこげ茶が馴染む場合は選択する。

◆ 鉄塔が亜鉛メッキ（リン酸処理）、コンクリート色の場合

 ------------ 低明度灰色（Ｎ５程度）

◆ 鉄塔が塗装(※こげ茶)の場合

 ------------ こげ茶（※）

なお、やむを得ず上記以外の色を選択する場合は、設備機器類を遮へいするため生垣等の設置を行うこと。

３）フェンスの色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

色彩は樹木の緑に馴染むようこげ茶（ダークブラウン）を基本としつつ、周辺の状況からグレー又は亜鉛メッキを選択する。

※ こげ茶は １０ＹＲ２/１から１０ＹＲ５/１程度で、つや消しのものを標準とする。

【参考】景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン　　　こげ茶は１０ＹＲ２/１

■緑 化

* 敷地内においては緑化に努めること。
* 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。

１）景観形成上重要な地域に設置する場合で、周辺に樹木等が無い場合は、生垣の設置等、積極的に敷地内の緑化を行うこと。

２）設備機器類の色彩に基準以外の色を選択した場合は、設備機器類を遮へいするため生垣の設置等を行うこと。

３）生垣は、出来る限りフェンスの外側に設置するよう配慮するものとするが、不可能な場合は、フェンスの内側であっても出来る限りフェンスに近い場所に植栽し、徒長枝によりフェンスを隠蔽できるよう配慮すること。

４）緑化にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定に努め、適切な維持管理を行うこと。

５）既存の樹木がある場合には、道路等から見える樹木をできるだけ残すことにより、樹木による自然な遮へい効果により、鉄塔や機器、フェンス等をできるだけ見えないようにすること。

■その他

* 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。
* 景観形成上重要な地域では、周辺景観との調和について特に配慮すること。
* 本基準に定めるもののほか、必要な事項は、個別に協議を行うことができるものとする。

１）歴史的資産への主要な視点場において、当該歴史的資産と鉄塔が重ならないこと。

２）歴史的資産及びその周辺との景観の調和により、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。

■事前協議及び届出時に必要な書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 種類 | 縮尺又は様式 | 明示すべき事項 |
| １ | 景観計画区域内行為届出書 | 様式第8号及び別紙2 |  |
| ２ | 位置図 | 2,500分の1程度 | ・方位・道路又は目標となる地物及び行為の位置（最寄りの国道、主要地方道、鉄道に着色） |
| ３ | 配置図 | 200分の1程度 | ・方位、敷地の形状及び寸法・行為（鉄塔）の位置・敷地に接する道路の位置及び幅員（最寄りの国道、主要地方道、鉄道に着色）・植栽樹木等の位置、樹種、樹高・写真を撮った位置 |
| ４ | 立面図 | 200分の1程度 | ・縮尺、寸法、材料の種別及び仕上げの方法・色彩（色見本の添付又はマンセル値による表示、色見本に近い色での着色） |
| ５ | 電波エリア図（鉄塔が30ｍを超える場合） | 任意 | ・方位・道路、鉄道・行為の位置・現在カバーされているエリア（任意に着色）・30ｍで設置した場合のエリア線（青色）・申請する鉄塔を設置した場合のエリア線（赤色） |
| ６ | 現況写真 | サービス版程度Ａ４用紙に貼付又は印刷 | ・設置位置周辺の写真・当該地域において主要な道路、鉄道又は眺望地点とされるような位置から建設地を撮影し、その写真に鉄塔等を赤色で明示したもの。山や構造物等により鉄塔等が見えない場合は、その旨を明示したもの。（最低でも２方向以上は用意すること） |
| ７ | 他社との共架についての説明資料等 | 任意 | ・既存鉄塔に共架することが不可能であることを説明する書類・今回の建設にあたり、他事業者からの共架希望の有無の確認書 |

※事前協議の段階で、その他審査に必要な書類を追加で求める場合があります。

※上記資料の全てが整わない時点でも、事前協議に応じることはできます。